

副 本

損害賠償請求事件

原告 神戸市湾岸開発株式会社
被告 中島興業株式会社外1名



証 拠 申 出 書

平成28年9月20日

神戸地方裁判所
第5民事部3係 御中

被告中島興業株式会社訴訟代理人
弁護士 高田 吉典



頭書事件について、下記のとおり証拠を申出ます。

記

1 人証の表示

(1) 住所 大阪市大正区鶴町3丁目17番4号 中島興業株式会社内

証人 中島忠志 (同行。尋問予定時間45分。)

(2) 住所 同所

証人 中島寛 (同行。尋問予定時間30分。)

2 立証の趣旨

被告中島興業主張事実全般

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

陳 述 書

平成 28 年 9 月 19 日

神戸地方裁判所 第 5 民事部 3 係 御中

(陳述者)

中島 忠志 

一、私は、平成 21 年 9 月以来現在まで、被告中島興業の代表取締役役に就任しております。平成 14 年の本件第 3 次下請工事契約（以下、「本件下請工事契約」といいます。）を締結した頃は、代表取締役は妻の中島英子でしたが、実質上、私が代表者として活動しておりました。

なお、長男の中島寛（ユタカ）は現在、被告中島興業の営業部長ですが、代表取締役でもあります。また、系列の有限会社ナカシマの代表取締役でもあります。

被告中島興業は公共工事における請負ランクが高くなり、低額の公共工事には入札資格がなくなったため、子会社として(有)ナカシマを設立し、低額の公共工事への入札に参加できるようにしております。

二、被告中島興業の業務は、甲 2 「商業登記履歴事項全部証明書」の「目的」欄記載のとおり、主に、一般土木建築工事の請負、舗装工事や管工事を業としております。その他に、電柱跡舗装復旧工事や建築工事における外構工事なども業としております。

主な取引先は、奥村組土木興業株式会社（以下、「奥村組土木」といいます。）や大林道路株式会社、自治体としては、大阪府、大阪市、大阪府の熊取町があります。

売り上げは、平成 28 年 6 月決算で、2 億 6 2 8 9 万円でした。

奥村組土木とは、本件下請工事の頃から、年間平均約 2 0 0 0 万～3 0 0 0 万円の取引があります。

三、本件下請工事契約

1. 平成14年3月初旬頃、当時奥村組土木の専務であった被告松岡秀昌氏から、電話で、本件下請負工事の依頼がありました。応答したのは私でした。当時、既に奥村組土木から「生コンプラント基礎工事」を受けておりましたので、当然、お受けしました。

請負工事の内容は、中部国際空港の建設工事において、生コンプラントにセメントや砂砕石等の骨材を供給するための船舶の運航管理業務・網取りや清掃業務を請けてほしいとのことでした。

期間は、空港の連絡橋が完成し、共用されるまでということでした。予定としては同年4月から約2年間とのことでした。

代金額は相場の範囲内でした。ただ、原告の神戸市湾岸開発を間にはさむこと、従って支払いは原告から支払われるとのことも、この時聞きました。その際、原告の手間代として毎月5万円ぐらいが差し引かれることも聞きました。原告を間にはさむ理由については、詳しい事情は一切聞いておりません。「看板会社」という言葉も聞いておりません。工事期間中、現場に原告の名を記した「看板」を見た記憶もありません。

被告中島興業としても、特段、詳しく事情を聞く必要は感じませんでした。

2. 工事代金の支払いは、被告中島興業から原告に、毎月の作業分を末日締め翌月10日払いで請求書を発行し、これを受け、原告から振込手数料を差引いて被告中島興業の口座に振込まれるという方法でした。支払いは、平成14年7月に始まり、平成16年12月までありました。合計額は2812万3200円となります。乙1～14の銀行預金通帳は、この振込口座の預金通帳です。

なお、乙1～14は、本件下請工事代金の入金については橙色マーカーで、本件下請工事の作業員の手当等の支払いについては緑色マーカーで、また、乙15で記載されている原告以外の会社への請求分の一部については、この口座に入金されております。青色マーカーで記しました。

中島興業の取引口座としては、他に、当座預金口座と公共工事の前払い口座があります。

3. 以上のように、原告から振込み支払われる上記金員は、被告中島興業が本件下請契約に基づき実際に仕事をした報酬であり、原告が主張するような板谷金太郎とか言う人の報酬分として預っているお金では、絶対にありません。

四、乙15（「請求リスト」）について

1. 乙15は、私が業務上、備忘的に記録していたノートです。表題を「請求リスト」としているのは、内容が、請求日、請求先、請求額、入金日、入金額等請求に関するものに絞って記録していたからです。

このような請求リストのノートは、主に、民間工事と公共工事にノートを分けて記録しておりました。乙15は民間工事分です。

また、乙15の前後の期間分も、同じようなノートを付けておりました。

乙15について、原告は、いわゆる「トンネル会社」を隠すためのノートである等の主張をしておりますが、全く検討違いの主張です。原告への請求分も含めて全て、実体のある取引に基づく請求分です。

2. 乙15のコピーは、原告の代表者西岡氏に渡したことがあります。

その動機は、西岡氏から、「原告会社に税務調査が入り、本件下請負工事の支払い金が工事实体の裏付けのあることを説明する必要がある。ついでには中島興業に資料があれば頂きたい。」と懇請され、善意で協力したのです。

乙15には他の請求先や請求額も記録しておりましたので、若干ためらいはありましたが、西岡氏が相当に困っているとのことでしたので、善意で協力した次第です。

このように、原告においても、中島興業への金員の流れが実体のある本件下請工事の裏付けのあるものと認識していたからこそ、このような依頼をして来たのにも関わらず、本件訴訟では、「被告中島興業がトンネル会社であることを隠すためのノート」などと全く逆のこと言っているのは、信じられません。

なお、税務調査の結果については聞いておりません。

五、被告中島興業が提出した乙19～31の書証や写真は、本件下請工事の仕事の実体を証するものですが、被告中島興業のパソコンで中島寛が専用で使用していたパソコン等に保存されていたデータから印刷したものです。

他のデータは既に10年以上も経過して保存期間を経過しておりますので、再現できませんでした。

乙19～31の各資料の意味や目的については、長男の寛が直接関与しておりますから、寛に証言させた方が良いと思いますので、私からの陳述は控えさせていただきます。

六、以上のとおり、中島興業には原告から支払われた代金に見合う工事实体があり、原告も十分承知しているはずです。

従って、原告の本件訴訟は、言いがかりも甚だしいとしか言いようがありません。

早期の棄却判決をお願いしますとともに、本裁判で要した弁護士費用等を賠償してもらいたいです。

以上

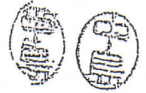
陳 述 書

平成 28 年 9 月 19 日

神戸地方裁判所 第 5 民事部 3 係 御中

(陳述者)

中島 實



一、私は、現在、被告中島興業の代表者の中島忠志の長男です。営業部長の肩書きですが、登記上は、同社の代表取締役就任しております。

さらに、被告中島興業の子会社である有限会社ナカシマの代表取締役でもあります。

(有)ナカシマは、請負代金額が少額の公共事業について、中島興業では請けられない仕事を受けるために作った会社です。

二、被告中島興業が受けた本件下請工事契約の仕事内容は、中部国際空港の建設予定地における船舶の運搬管理業務でした。

具体的には、岸壁での船舶の綱取り業務や荷下し荷揚げに際し汚した岸壁の清掃業務等でした。

私は(有)ナカシマからの派遣として作業しました。他の作業員として、木津正俊氏、尾本博氏、それにグローバル社から派遣された小林弘明氏がおりました。小林氏については、「松商」で宿泊もしてもらいました。

三、乙 19～31 は、私が専用に使っていた中島興業のパソコンに、データ保存していたものです。乙 22 に写っている人物が私です。

全て、実際に作業等をしたデータです。原告は、被告中島興業には仕事の実体がないと言っているようですが、全く事実無根の言いがかりです。

作業代も相場の額をもらっています。

なお、現場には、原告を表示した「看板」等を見た記憶はありません。

乙 19～31 の内容については、必要があれば法廷で証言させていただきますが、いずれにしても、これらの内容が実体のあるものであることだけは間違いありません。

四、以上、被告中島興業の本件下請工事契約の作業について、中心的に行った者として、陳述いたします。